

マイカーローン「かりかえ君」（ジャックス）

（2025年12月1日現在）

1. 商品名（愛称）	マイカーローン「かりかえ君」
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ①満18歳以上完済時満75歳以下の方 ②安定・継続した収入の見込める方 ③日本国籍を有する方、または日本国籍以外で永住者または特別永住者の方 ④借換えの場合、借換え対象ローン（自動車購入資金等）で直近6ヶ月以内に返済遅延がない方 ⑤過去に不渡り、延滞等の事故がなく（株）ジャックスの保証が受けられる方 ⑥新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方
3. 資金使途	利用目的及び支払先が明確な以下の資金とします。（但し、事業性資金は除きます） ①自動車購入等で借入れたローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換も含まれます） ※1本にまとめる対象ローンは、「生計を共にする同居の家族」のローンとします。 ②自動車（自動二輪車を含む）ロードバイク、マウンテンバイク、除雪機等購入資金および購入時のカー用品等関連資金 ③車検費用、修理費用、運転免許取得費用、カー用品購入資金 ④車購入後に、カー用品店で購入するカー用品購入資金。（車購入と同時申込みが条件） ※なお、上記以外について、保証会社（株）ジャックスが認めた場合は、申込を可とします。 ※20歳未満は車両購入資金に限定となります。
4. お借入金額	・10万円以上1,000万円以内（1万円単位） 但し、借換の場合は一括償還金額を上限とします。 なお、車購入後に、カー用品店で購入するカー用品購入資金については、30万円以内となります。
5. お借入期間	・6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位）
6. 担保・保証人	【担保】 不要とします。 【保証人】 原則、不要とします。 但し、新卒者が申込人の場合には連帯保証人が必要となります。
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済 （お借入金額の50%以内の元金について6ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です）
8. 金利	・変動金利 ・融資利率は、当金庫1年もの定期預金金利を基準金利とし、付加金利および保証料を加えたものとします。融資利率は、基準金利の変更に伴い変動します。 ・お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。 ・お借入期間中の金利変動について 毎年4月1日と10月1日の年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。
9. お申込時にご用意いただくもの	①ご印鑑（普通預金お届け印） ②ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し ※運転免許証をご用意できない場合は、以下のいずれか1通の提出をお願いします。 イ. 個人番号カード（表） ロ. 運転経歴証明書（表裏） ハ. 資格確認書（表裏） ニ. パスポート（2020年以前に発給され住所の記載があるものに限り。） ※資格確認書（表裏）により本人確認書類とするお客さまは、住民票抄本または公共料金の領収書をご用意ください。 ※日本国籍以外の方は、上記本人確認書類に加えて、在留カードまたは特別永住者証明書をご用意ください。

次頁に続きます

	<p>③ご本人の年収を確認できる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者・・・源泉徴収票または公的な所得証明の写し ・自営業者・・・納税証明書（その2）または確定申告書の写し <p>※なお、ご本人が会社役員の方の場合は、公的所得証明書に限ります。 ※但し、お借入金額が500万円以内は、所得証明書等を原則不要とします。</p> <p>④資金使途が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注文書、見積書等の写し ・借換の場合 <ul style="list-style-type: none"> イ. 残高が確認できる書類の写し（償還予定表または残高証明書等の写し） ロ. 返済実績（直近6ヶ月間に返済遅延がないこと）が確認できる書類の写し ・新卒者の場合 <ul style="list-style-type: none"> イ. 学生証の写し ロ. 就職予定先からの内定通知書等の写し
10. 手数料・保証料	<p>・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。</p>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。